

【参考条文】

○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民健康・栄養調査の実施）

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

（調査世帯）

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

（国民健康・栄養調査員）

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

（国の負担）

第十三条 国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。

（調査票の使用制限）

第十四条 国民健康・栄養調査のために集められた調査票は、第十条第一項に定める調査の目的以外の目的のために使用してはならない。

（省令への委任）

第十五条 第十条から前条までに定めるもののほか、国民健康・栄養調査の方法及び調査項目その他国民健康・栄養調査の実施に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（生活習慣病の発生の状況の把握）

第十六条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

○健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）（抄）

（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の行う事務）

第一条 健康増進法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める事務は、集計とする。

○健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）（抄）

（国民健康・栄養調査の調査事項）

第一条 健康増進法（以下「法」という。）第十条第一項に規定する国民健康・栄養調査は、身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の調査とする。

2 前項に規定する身体状況の調査は、国民健康・栄養調査に関する事務に従事する公務員又は国民健康・栄養調査員（以下「調査従事者」という。）が、次に掲げる事項について測定し、若しくは診断し、その結果を厚生労働大臣の定める調査票に記入すること又は被調査者ごとに、当該調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることにより行う。

- 一 身長
- 二 体重
- 三 血圧
- 四 その他身体状況に関する事項

3 第一項に規定する栄養摂取状況の調査は、調査従事者が、調査世帯ごとに、厚生労働大臣の定める調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることにより行う。

- 一 世帯及び世帯員の状況
- 二 食事の状況
- 三 食事の料理名並びに食品の名称及びその摂取量
- 四 その他栄養摂取状況に関する事項

4 第一項に規定する生活習慣の調査は、調査従事者が、被調査者ごとに、厚生労働大臣の定める調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることにより行う。

- 一 食習慣の状況
- 二 運動習慣の状況
- 三 休養習慣の状況
- 四 喫煙習慣の状況
- 五 飲酒習慣の状況
- 六 歯の健康保持習慣の状況
- 七 その他生活習慣の状況に関する事項

（調査世帯の選定）

第二条 法第十一条第一項の規定による対象の選定は、無作為抽出法によるものとする。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、法第十一条第一項の規定により調査世帯を指定したときは、その旨を当該世帯の世帯主に通知しなければならない。

（国民健康・栄養調査員）

第三条 国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

2 国民健康・栄養調査員は、非常勤とする。

（国民健康・栄養調査員の身分を示す証票）

第四条 国民健康・栄養調査員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する国民健康・栄養調査員の身分を示す証票は、別記様式第一号による。